

「DOORS, hokkaido」note 運営要領

(目的)

第1 この要領は、総合政策部地域創生局地域政策課（以下「地域政策課」という。）が、関係人口における情報発信を行うために活用するソーシャルメディア「note」（以下「note」という。）の投稿に関する必要な事項について定める。

(運営者)

第2 運営者は、地域政策課のほか、同課が委託する事業の受託事業者（以下「運営者」という。）を指定する。

(投稿内容)

第3 地域政策課及び運営者はnoteを活用して、公表・公開を前提とする次の情報発信を行う。

(1) 関係人口創出・拡大のための情報

ただし、不当に民間の競争を阻害するなど、地域政策課が発信する情報として不適切と認められるものを除く。

(2) その他地域政策課移住交流担当課長が適当と認めた情報

掲載データの情報は、情報の変更があれば速やかに更新し、最新の情報を掲載するように努める。

2 前項の情報発信は、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課（以下「情報政策課」という。）が定める「北海道ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に十分留意して行うものとする。

(投稿手続き)

第4 地域政策課は、情報政策課にコンテンツフィルタリング規制URL 解除の申請を行うものとする。

2 地域政策課投稿者は、次に掲げる事項を確認した上で情報掲載しなければならない。

(1) 事前に地域政策課移住交流担当課長の承認を得た上で、職場のパソコンからログインし投稿すること。

(2) 掲載する画像は、記事に関連するものとし、事前に権利関係を確認の上掲載すること。

(3) 記事内にホームページアドレスのリンク先を設定する場合は、次の条件を満たすこと。

ア 投稿内容に関係するものであること。

イ リンク先の内容が公序良俗に反しないものであること。

ウ リンクの相手方に事前に了解を得ているものであること。

3 運営者本業務処理責任者（以下「業務処理責任者」という。）はあらかじめ投稿できる担当者（以下「運営者投稿者」という。）を定めるものとする。

4 運営者投稿者は、次に掲げる手続を踏んだ上で投稿しなければならない。

(1) 事前に業務処理責任者に投稿内容を報告し、業務処理責任者の承認を得た上で、投稿すること。

(2) 掲載する画像は、記事に関連するものとし、事前に権利関係を確認の上掲載すること。

(3) 記事内にホームページアドレスのリンク先を設定する場合は、次の条件を満たすこと。

ア 投稿内容に関係するものであること。

イ リンク先の内容が公序良俗に反しないものであること。

ウ リンクの相手方に事前に了解を得ているものであること。

(セキュリティ対策について)

- 第5 地域政策課及び運営者は、公式アカウントにログインするためのIDやパスワードなどの利用者情報を、地域政策課及び運営者以外の者に知られることのないよう適切に管理するとともに、必要に応じてパスワードを変更するなど、その管理に細心の注意を払うものとする。
- 2 地域政策課及び運営者は、道のセキュリティポリシーを遵守し、利用するものとする。

(外部対応について)

- 第6 運営者は、note の運用に関する考え方を明示するため、note 上に運用ポリシーのリンクを掲示する。
- 2 コメントについては、個人情報保護等の観点からコメントを禁止し、投稿した記事に対する意見や相談、要望等は、地域政策課のメールアドレス(hokkaido.iju@pref.hokkaido.lg.jp)にて受け付けることとし、記事内に必ずその旨、記載する。
- なお、メールアドレスに寄せられた要望等の対応は、事前に地域政策課移住交流担当課長の承認を得て、必要に応じて個別又は投稿にて対応する。
- 3 その他note の運用を通じてトラブルが発生した場合は、ガイドラインの5（トラブルが発生した場合の対応例）に基づき、誤解を招くことのないよう、冷静かつ適時に対応するものとする。

(その他)

- 第7 地域政策課におけるnote アカウントの利用に関して、この要領に定めのないものについては、ガイドラインによるものとする。

附 則

この要領は令和5年2月28日から施行する。

附 則

この要領は令和5年7月6日から施行する。